

《機構ニュース》 —第 118 回発行—

近畿定期借地借家権推進機構 2014/1/6

●新年のご挨拶……理事長 塩見 宙

あけましておめでとうございます。

旧年中は、格別のご高配を頂き、有難うございました。

ようやく大阪圏でも地価の方は、都心部を中心に上昇傾向に転じつつあります。又昨年 12 月 6 日の内閣府発表の景気動向指数によりますと、一致指数が 109.6・先行指数が 109.9 とリーマンショック前の高水準に回復してまいりました。当機構としては、引き続き、皆様方にタイムリーな情報の発信や研修会の実施等を行ってまいります。1 月 24 日には、平成 26 年度の新税制の動向について最新情報の研修会を予定しておりますので、是非ご参加下さい。

昨年は、新規会員として 12 名の方が、新たに加わりました。1 月 24 日の研修会後の新年互礼会にて、ご紹介させていただきます。又近畿では、新たに定借アドバイザー 72 名・上級定借アドバイザー 40 名が、資格取得されました。今後とも全国各地 15 の定借機構と連動して、定期借地・定期借家の普及をはじめ、貸地貸家問題等に積極的に取り組んでまいります。更に各種の団体とも相互に交流を深めタイアップし、ホームページも 4 月には全面的にリニューアルを予定しております。

本年も、皆様方のますますのご健勝・ご隆盛をお祈り申し上げますとともに、何卒倍旧のご指導ご支援賜りますようひとえにお願い申し上げます。

●平成 26 年度税制改正大綱……12/12

与党は 12 月 12 日 2014 年度税制改正大綱をまとめました。老朽化マンション対策や中古流通市場の拡大等が盛り込まれております。注目の消費増税の軽減策の実現は不透明となっております。新税制や今後の動向については、1 月 24 日の研修会で最新情報をお伝えします。

●老朽化マンション、多数の賛成で敷地売却可能へ……住宅新報 12/3 号

国交省は老朽化マンションの建て替えを進めるため、耐震診断で耐力が不足しているものについて、建物の敷地を「多数の賛成により」売却できる新制度の関連法案を、来年の通常国会提出するべく法務省と協議に入っております。民法の原則では敷地売却は区分所有者全員の同意が必要で、マンションの再生をしやすい狙いです。

●性別変更後の夫婦・第 3 者提供の人工授精は「嫡出子」……最高裁 12/11

性同一性障害（GID）のため性別を女性から男性に変更した夫と妻が第 3 者からの人工授精でもうけた子について、最高裁は嫡出子と認める決定を出しました。前回の婚外子の相続判決に続く画期的な判断と歓迎の声が上がる一方高度化する生殖補助医療に法整備が追い付かない現実が浮き彫りになってます。GID による性別変更の申し立ては、累計で 3738 件と多くはありませんが、通常の男女の夫婦が非配偶者間人工授精（AID）で子をもうけた例は 15000 件に上り、AID の場合は役所は第 3 者からの精子の提供を掌握できず、実務的にはは嫡出子として取り扱われてきおり、そうした夫婦にも安心感を与えるものになりそうです。今回の決定をした裁判官 5 人の内賛成 3 人反対 2 人と分かれ、下級審でも、男性としての生殖機能が無く民法 772 条の嫡出子と推定できないとしてました。ようやく今年 10 月から自民党は生殖補助医療の法律を検討するプロジェクトを設置しましたが代理出産や卵子の凍結保存など第 3 者に関わる「受精」という現象の利用は広がっております。

●社社の敷地に定期借地権付きタワーマンション……住宅新報 12/17 号

添付ファイルからご覧ください。

編集責任・発行：事務局

特定非営利活動法人（NPO法人）

近畿定期借地借家権推進機構

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 1-8-9 船場中央ビル 6 階

T E L 06-6265-3643 F A X 06-6265-3644

<http://www.kinkiteisyaku.or.jp> kinki20@kinkiteisyaku.or.jp
